

さいたま市立病院経営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市立病院中期経営計画（以下「中期計画」という。）の達成状況等を点検・評価し、中期計画の着実な遂行とさいたま市立病院（以下「市立病院」という。）の事業の改善を図るため、外部有識者からなる、さいたま市立病院経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中期計画の達成状況について、市立病院の自己評価を点検すること。
- (2) 中期計画の推進に関し、必要な助言を行うこと。
- (3) その他市立病院の経営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 病院の経営について識見を有する者
- (2) 地域の医療機関、医療関係団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 本要綱施行に伴い委嘱された委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員会の承認を得て委員長が指名する。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉局市立病院経営部財務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。